

奈良県告示第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奈良県郡山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成三十年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 辰巳 平治 大和郡山市柳町三七一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 辰巳 和昌 大和郡山市柳町七一 シヤリエ大和郡山五〇六号